

# 健全性規制一層強化の流れ

## デロイト中国 カート・タン氏 有限責任監査法人トーマツ 後藤 茂之氏

### 対談 呼応し合うグローバルとローカル(上)

保険に関する現在の健全性規制はグローバルの動きとローカルな動きが並行して行われている。グローバルな動きがローカルな規制に反映される一方、日本や中国などそれぞれのローカルなマーケットの動きが互いに影響し合うという二つの流れがある。

このほど来日したデロイト中国のパートナー、カート・タン氏は当局が設置した中国版ソルベンシーII「C-ROSS」の特別委員会、改訂に向けた議論に参画している。今回、タン氏と有限責任監査法人トーマツで、保険業界においてERM高度化関連コンサルティングに従事する後藤茂之氏の対談を実施。欧州と対比したC-ROSSの特徴と改訂作業の進捗などについてタン氏が解説するとともに、互いに呼応し合うグローバルとローカルの規制の動きとその影響について後藤氏と意見を交換した。



後藤氏とタン氏(右)

#### ソルベンシーIIとC-ROSSの違い

後藤 国際統一基準である「バーゼル規制」の定められた銀行とは違っ

て、保険業は各国の規制とグローバルな規制をハイブリッドしようとしています。表面的には同じ動きに見えますが、根本的には異なります。グローバルな規制の動きとローカルの金融危機やリーマンショックの再来に対処するため、中国でも新しい規制の動きがあります。現在、12年から制度構築が始まったC-ROSSが、20年のフェーズ2の完全施行に向けて進んでいます。

後藤 欧州のソルベンシーIIとC-ROSSは基本的に似ています。グローバルな規制強化の流れに呼応して、(中国などの)ローカルマーケットはローカルの独自性を出しながら、規制が進んでいるという状況です。C-ROSSの特徴をこ

説明いただけますか。

タン 基本的には欧州のソルベンシーIIと同じような規制ですが、最も大きな違いは欧州がオペレーショナルリスクを定量的資本要件であるピラー1(柱)1に定めているのに対し、C-ROSSは定性的資本要件であるピラー2に定めている点です(図表)。欧州の規制は、ピラー1とピラー2を独立して算出しています。それに対し、C-ROSSでは、もしピラー2で定めた定性的な要件をパスできなければ、ピラー1に連結して、罰則を科されることになり

図表 ソルベンシーII及びC-ROSSにおける主な相違点

主な違い	ソルベンシーII	C-ROSS
(1)オペレーショナル・リスク	バーゼルと同じくPillar1(定量的規制)に定めている	Pillar2(定性的規制)に定めている
(2)戦略的リスク、レピュテーション・リスク、及び流動性リスク	条文中明示的に定めてないが、Pillar2におけるORSAに含まれている	流動性リスクについては明確的に定めており(条文12)、その他リスクはPillar2におけるSARMRAに含まれている
(3)ORSAもしくはSARMRA	定性的規制(Pillar2)に定めている	定性的規制(Pillar2)だが、計算結果は定量化追加資本費用(additional capital charge)に反映【英国ICAS(Individual Capital Adequacy Standard)と類似】
(4)内部モデル	自社の内部モデルの利用が認められている	全社共通の標準式(Standard Factor Method)が適用される

後藤 補足しますと、ピラー1は「資本をどれだけ持っているか」を定めた規制であるのに対し、ピラー2は、日本のORSA(リスクとソルベンシーの自己評価)のように、「どうリスクマネジメントしていくか」という規制です。

タン もう一つの違いは、ソルベンシーIIにはインテグリティモデル(内部モデル)がある一方、C-ROSSにはなく、標準的なメソッドロジーで計算するという点です。

後藤 ソルベンシーIIが導入される前、例えば英国には、ICAS(Individual Capital Adequacy Standard)という規制がありました。ICASは「どうリスクを管理するか」という管理状況が悪い場合、確保しなければ

組みです。これはソルベンシーIIにも日本の規制にもない仕組みで、グローバルの中ではユニークな取り組みといえます。タン も一つの違いは、その際にキーになるのが内部モデルです。英国はそのICASをやめてソルベンシーIIを導入したわけですが、金融危機の際は、資本が多少厚くても、まったく安心というわけではなかったのが実情でした。後藤 現在、26のタスクフォースが動いている。三つのピラーごとにディスカッションして

ります。

このように英国では、当局の裁量でキャピタルを変動させる仕組みをやめて、まずプレーヤーの自浄作用を強化させる、そのための材料として、内部モデルがどういう状態にあるかをきちり評価するということや方に替えた経緯があります。

タン 英国と中国が異なる規制を構築したのは恐らく、基本的な哲学が違つたためだと思います。英国のやり方(ソルベンシーII)は、リスクをどう評価するかに力点が置かれていきます。一方、中国はリスクをどう管理するかが重視され、C-ROSSというコンセプト

にどうリスクがあるのかをレビューしていただきます。ピラー2では、(日本のORSAのような)SARMRA(Solve Risk Aligned Risk Management Requirement Assessment)に従って、保険会社がどのようにリスクを管理しているかを当局がレビューしています。中国は非常に広く、各社の支店と、支店に相対している地方の当局ごとに規制のスタンスがかなり異なるので、その整合性をどう付けたいのかについて議論しています。

#### 中国当局リスク評価厳格化へ

後藤 中国は現在、C-ROSSフェーズ2の議論に入っていますが、当局が設置した審議会の重要なタスクフォースの中に、タンさんは参画しています。どう改訂の議論が行われていますか。

タン 現在、26のタスクフォースが動いている。三つのピラーごとにディスカッションして

また、進め方としては、現在動いているタスクフォースをどこかの時点で全て開示するのはなく、タスクフォースが進行しているステージごとにオープンにして、場

合によってはそれを取り入れていくというやり方で動いています。

後藤 審議会の議論に参加し、C-ROSSはどのように変化すると考えていますか。

タン 恐らく、リスクの評価が厳しくなるでしょう。特に、現状では「若干楽観的過ぎる」とされる生保の長いキャッシュフローに対する評価は厳格化されると思います。その結果、キャピタルはぐっと圧縮され、ソルベンシーレシオが下がる方向に向かうかもしれません。保険会社としては「資本をもっと強化しなければならぬ」という流れになるでしょう。

特にアセットマネジメントに関しては、リスクを軽視した動きがあり、大きな問題を起した保険会社もありました。当局は一層アクティビティを注視する姿勢が変わっていくのではないのでしょうか。

後藤 最後に指摘された部分は、例えば、英国のPRA(健全性監督機構)もまったく同じ方向に動いていますね。環境変化が非常に速いため、ハイレベルなモニタリングだけでなく、日々のオペレーションがどのようになされているかをより深くチェックしようとしています。

【下に続く】

ロフィル)デロイト中国パートナー。デロイト上海オフィスで19年間にわたり勤務し、うち1年間は香港オフィス兼務。多国籍企業等に対する内部統制およびERMサービス提供実績を有し、保険業界におけるリスク管理サービスをリード。中国保険監督管理委員会(CIRC)における次世代ソルベンシー基準(C-ROSS)タスクフォースに主要メンバーとして参加。中国保険協会(IAAC)においてC-ROSSに係る啓蒙活動に従事。

【後藤茂之氏のプロフィール】有限責任監査法人トーマツディレクター。大手損害保険会社および保険持株会社にて、企画部長、リスク管理部長を歴任。日米保険交渉、合併・経営統合に伴う経営管理体制の構築、海外M&A、保険ERMの構築、グループ内部モデルの高度化、リスクアベタイト・フレームワーク、ORSAプロセス整備に従事。IAIS、Geneva Association、EAIなどERM関連パネルに参加。現職にて、ERM高度化関連コンサルティングに従事。大阪大学経済学部卒業、コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所・客員研究員、中央大学大学院総合政策研究科博士課程修了。博士(総合政策)。